

# 仕様書

(協会けんぽ福岡支部健康宣言実施事業所への特典サービス提供に関する業務)

## 1. 目的

全国健康保険協会福岡支部(以下、「福岡支部」という。)は、医療保険の保険者として、健康増進などに資する事業を行っている。

その一環として、健康増進関連事業を行っている企業等と連携して、福岡支部の健康宣言実施事業所の被保険者及び被扶養者(以下、「加入者」という。)へ健康増進に関するサービスを提供することにより、福岡支部加入者のサービスの充実を図るもの。

※健康宣言実施事業所とは、企業が従業員の健康づくりを積極的に行うことで、生産性・収益性を高めていく健康経営の考え方をもとに、福岡支部と福岡県が共同で実施している事業で、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に登録している福岡支部加入の事業所のことをいう。  
具体的には、健康づくりに取り組むことを宣言し、健康づくりアドバイザーの派遣のもと、健康経営プランの作成や宣言後の取組みのフォロー等のサポートを受けている事業所とする。

## 2. 委託業務の内容

(1) 参加事業者(以下「パートナー企業という。」)は、福岡支部の健康宣言実施事業所の加入者に対し、健康づくりや健康増進に関する各種サービスを提供する。

※提供するサービスの内容が、健康づくりや健康増進につながると多くの加入者の理解が得られるものであること。

※施設等の利用料金の割引等、提供する特典サービスの内容については、応募の際にわかりやすく具体的に提案すること。

※定常的に提供できる特典サービスであること。

(2) 利用状況や対応状況等について、必要に応じ、福岡支部へ報告を行う。

## 3. サービスの提供方法等

(1) 加入者より、サービス提供の希望や問い合わせがあった際には、健康宣言書等により、対象となる利用者に対してサービスの提供及び問い合わせに応じる。

(2) サービスの提供に関する情報を、施設等で掲示またはその他の方法で利用者にわかりやすい方法で案内する。

(3) パートナー企業が本サービスについて広報を実施する場合は、事前に福岡支部へ広報方法を連絡の上、内容について承認を得ること。

(4) 福岡支部から本サービスに関する広報を加入者等に向けて実施した際には、適宜情報提供を行う。

(5) その他の利用者へのサービス提供に関する疑義については、福岡支部と別途協議すること。

#### 4. 選考方法

すべての応募要件を満たし、本事業の普及推進に対して、非営利かつ公平、公正な取組みが期待され、福岡支部の加入者及び事業主にとって十分な利益があり、一定の利用者を見込むことができる企業を福岡支部選定委員会にて選考する。

#### 5. 委託期間

原則として、契約を締結した日から当該年度の3月31日までとする。

委託期間満了の1か月前までに、福岡支部、パートナー企業のいずれかが相手方に別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

#### 6. セキュリティ対策

個人情報保護及びセキュリティについては、万全を期すものとする。

特に、利用の際に確認する健康保険被保険証記載の情報は、利用者に許可なく他での利用を禁止する。

#### 7. 第三者への再委託の禁止

(1) パートナー企業は、委託業務の全部をパートナー企業内部で行うこととし、委託業務の全部又は一部を第三者に委託(以下、「再委託」という。)し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を第三者に委託している場合であらかじめ福岡支部の承認を得た場合は、この限りではない。

なお、本承認を受けるための申請にあたっては、応募用紙等提出の際に「再委託に関する承認申請書」(様式2)、「再委託先の会社概要」、「再委託先の具体的なセキュリティ要綱」、「再委託先との委託要領」及び「委託契約書(案)」を提出し、福岡支部の了承を得ること。

また、覚書締結後に、実際の「委託要領」及び「契約書(写し)」を福岡支部に速やかに提出することとし、受託者により当該書類の提出がない場合については、自社のみで業務を実施するものと判断し、再委託が発覚した場合は、契約解除、一定期間の競争参加資格停止等の処分を行い、損害賠償請求等を行うことができる。

(2) 福岡支部は、パートナー企業に再委託先の監督としての業務状況報告書等の提出を随時求めることなどができる。その他、パートナー企業は、第三者への委託に関し、福岡支部の指示に従うこと。

(3) 再委託にあたっては、以下の事項を順守すること。なお、再委託先がパートナー企業との契約書及び委託要領に違反した場合は、再委託の承認を取り消すものとする。

ア 再委託者に対する委託要領については、この仕様書に定める「委託要件」を必ず規定すること。

イ 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

- a. パートナー企業の再委託先に対する監督・監査・報告聴取に関する権限
- b. 再委託先における個人情報の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止
- c. 再委託先における個人情報保護のための体制整備及び安全管理措置
- d. 再々委託の禁止

e. 漏えい等が発生した場合のパートナー企業の責任

8. 留意事項

(1) 契約にあたっては、別途、書面による覚書を締結する。そのほか、福岡支部の掲示する条件・内容等に基づき、以下の書類を作成すること。様式は任意とする。

①業務実施計画書

実施内容、実施時期、サービス内容等を具体的に掲示すること。

②業務体制及び作業要員一覧表

ア 責任者

イ セキュリティ管理体制

(2) 福岡支部の事業を十分理解している企業であること。

(3) 本業務について、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は委託業務の内容を変更する必要があるときは、福岡支部とパートナー企業で協議すること。

(4) 本業務の経費については、全てパートナー企業の負担とすること。

(5) サービス内容確認のため、実際にパートナー企業を訪問する場合もある。

(お問合せ先)

〒812-8670 福岡市博多区上呉服町 10-1 博多三井ビルディング 9 階  
全国健康保険協会福岡支部 企画総務グループ 香月(かつき)・伊藤  
TEL 092-283-7621(自動音声対応となっております)

最初のアナウンスで電話機の番号ボタン「2」を押して、2 回目のアナウンスで「5」を押してください。

# 参考

## 協会けんぽ福岡支部健康宣言実施事業所の加入者数

(福岡支部)

令和3年8月31日現在

健康宣言実施事業所数	3,407 事業所
被保険者数	137,400 人
被扶養者数	100,581 人
計	237,981 人